

大阪高等裁判所 平成●●年(〇〇)第●●号 所得税の更正処分等取消請求控訴事件
国側当事者・国(芦屋税務署長)

平成31年1月31日棄却・確定

(第一審・神戸地方裁判所、平成●●年(〇〇)第●●号、平成30年7月11日判決、本資料268号-62・順号13167)

判 決

控訴人(1審原告)	甲
同訴訟代理人弁護士	笠松 健一
被控訴人(1審被告)	国
同代表者法務大臣	山下 貴司
処分行政庁	芦屋税務署長 藤田 典之
同指定代理人	溝口 優 足立 昌隆 東 正幸 福場 康雄 桑原 昌志

主 文

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 控訴費用は控訴人の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 控訴の趣旨

- 1 原判決を次のとおり変更する。
- 2 処分行政庁が平成26年3月11日付けで控訴人に対してした次の各処分をいずれも取り消す。
 - (1) 平成23年分の所得税の更正処分のうち総所得金額1億1052万9816円及び納付すべき税額4066万2400円を超える部分並びに過少申告加算税の賦課決定処分のうち納付すべき税額607万4000円を超える部分
 - (2) 平成24年分の所得税の更正処分のうち総所得金額9624万5699円及び納付すべき税額3481万0800円を超える部分並びに過少申告加算税の賦課決定処分のうち納付すべき税額519万6500円を超える部分

第2 事案の概要(以下、略語は特記しない限り原判決の例による。)

1 事案の要旨

本件は、貸金業等を営む控訴人が、平成22年分から平成24年分までの所得税につき、処分行政庁から更正処分及び過少申告加算税の賦課決定処分を受けたところ、事業の遂行上貸付

金の貸倒れにより生じた損失があるから、その損失額が事業所得の計算において必要経費に当たるなどと主張して、上記更正処分のうち申告額を超える部分及び上記賦課決定処分の各取消しを求めた事案である。

原審が控訴人の請求をいずれも棄却したところ、控訴人は、戊及び株式会社Bに対する各貸倒れ損失に係る部分を除く部分について不服があるとして、控訴の趣旨記載のとおり控訴した。

2 法令等の定め

原判決の「事実及び理由」欄の第2の2（原判決2頁18行目冒頭から3頁16行目末尾まで）に記載のとおりであるから、これを引用する。

3 前提事実（当事者間に争いのない事実並びに掲記の証拠及び弁論の全趣旨により容易に認められる事実）

（1）当事者

原判決の「事実及び理由」欄の第2の3（1）（原判決3頁23行目冒頭から4頁8行目末尾まで）に記載のとおりであるから、これを引用する。ただし、原判決3頁25行目冒頭から4頁3行目末尾までを削り、4頁4行目の「エ」を「イ」に、同6行目の「オ」を「ウ」にそれぞれ改める。

（2）丙との取引関係

原判決の「事実及び理由」欄の第2の3（4）（原判決8頁10行目冒頭から9頁10行目末尾まで）に記載のとおりであるから、これを引用する。

（3）丁との取引関係

原判決の「事実及び理由」欄の第2の3（5）（原判決9頁12行目冒頭から10頁8行目末尾まで）に記載のとおりであるから、これを引用する。

（4）I（I）との取引関係

原判決の「事実及び理由」欄の第2の3（6）（原判決10頁10行目冒頭から11頁18行目末尾まで）に記載のとおりであるから、これを引用する。

（5）本件訴えに至る経緯

原判決の「事実及び理由」欄の第2の3（8）（原判決13頁4行目冒頭から14頁1行目末尾まで）に記載のとおりであるから、これを引用する。

4 平成23年分及び平成24年分の各課税処分の根拠に関する被控訴人の主張

原判決別紙「課税標準及び税額の計算」第2及び第3（原判決36頁24行目冒頭から46頁10行目末尾まで）に記載のとおりであるから、これを引用する。

5 争点

（1）丙に対する貸倒損失の有無及び額

控訴人の事業の遂行上、平成24年1月1日から同年12月31日までの間に、丙に対する貸付金の貸倒れにより生じた損失があるか否か。同損失があったとした場合に、その額はいくらか。

（2）丁に対する貸倒損失の有無及び額

控訴人の事業の遂行上、平成23年1月1日から同年12月31日までの間に、丁に対する貸付金の貸倒れにより生じた損失があるか否か。同損失があったとした場合に、その額はいくらか。

（3）Iに対する貸倒損失の有無及び額

控訴人の事業の遂行上、平成24年1月1日から同年12月31日までの間に、Iに対する貸付金の貸倒れにより生じた損失があるか否か。同損失があったとした場合に、その額はいくらか。

(4) 丁に関するその他損失の有無及び額

控訴人の事業の遂行上、平成23年1月1日から同年12月31日までの間に、丁に対する貸付金につき、所得税法施行令141条3号所定の事由により生じた損失があるか否か。同損失があったとした場合に、その額はいくらか。

(5) 総収入金額からIに関する利息及び損害金相当額を控除することの可否

控訴人の平成23年分の事業所得に係る総収入金額（総収入金額）から、Iに対する貸付金に係る利息及び損害金に相当する額を控除すべきか否か。

6 争点に関する当事者の主張

(1) 争点(1)(丙に対する貸倒損失の有無及び額)について

(控訴人の主張)

ア 貸倒損失が認められるための要件

(ア) 下記(イ)のとおり控訴人の当審補充主張を加えるほか、原判決の「事実及び理由」欄の第3の1(1)ア(原判決15頁9行目冒頭から12行目末尾まで)に記載のとおりであるから、これを引用する。ただし、原判決15頁12行目の「争点1-2」を「争点(2)」に改める。

(イ) 所得税法は、納税者の申告主義を採っており、貸倒処理をするか否か、それを何時の時期にするかを納税者の第一次的判断に任せている。この法の立場からすれば、貸倒処理をした納税者の判断をまずは尊重すべきであり、納税者の判断がよほど不合理である場合にだけ納税者の判断が否定されるべきである。

イ 丙に対する貸倒損失の有無及び額

(ア) 下記(イ)のとおり控訴人の当審補充主張を加えるほか、原判決の「事実及び理由」欄の第3の3(1)(原判決18頁18行目冒頭から19頁8行目末尾まで)に記載のとおりであるから、これを引用する。

(イ) 丙は、控訴人が以前から知っている人物ではなく、控訴人が裁判費用を丙に貸し付けたのは、丙に対する好意からではなく、その貸付けによって控訴人の経済的な利益を図ることができると思ったからである。無利息であったのは、控訴人は将来の不動産業に資することを期待して貸したからである。また、借用書を作らなかったのは、裁判費用の金額が明確であり、金額が不明確になるおそれがなかったからである。

丙の所有する不動産に対する強制競売が功を奏しなかったからといって、その時点で150万円の貸付金債権を放棄することを控訴人に強制することは控訴人にとって酷である。

(被控訴人の主張)

ア 貸倒損失が認められるための要件

(ア) 下記(イ)のとおり控訴人の当審補充主張に対する反論を加えるほか、原判決の「事実及び理由」欄の第3の1(2)ア(原判決16頁2行目冒頭から20行目末尾まで)に記載のとおりであるから、これを引用する。ただし、原判決16頁20行目の「争点1-2」を「争点(2)」に改める。

(イ) 申告納税制度は、各税法により課税標準や税率等の課税要件を定めた上で、課税が適正かつ公平に行われるためには、課税の前提となる事実を最もよく熟知している納税義務者の協力を得るのが適切であることなどから、納税義務者に自ら課税標準や税額を計算し、申告することを要請したものであり、その申告に係る税額の計算が国税に関する法律に従っていなかった場合のほか、当該税額が税務署長の調査したところと異なる場合には、税務署長の処分により税額を確定させるものであって、税額の計算等につき「納税者の判断をまずは尊重すべき」との趣旨によるものではない。

イ 丙に対する貸倒損失の有無及び額

原判決の「事実及び理由」欄の第3の3(2)(原判決19頁10行目冒頭から20行目末尾まで)に記載のとおりであるから、これを引用する。

(2) 争点(2)(丁に対する貸倒損失の有無及び額)について

(控訴人の主張)

ア 下記イのとおり控訴人の当審補充主張を加えるほか、原判決の「事実及び理由」欄の第3の4(1)(原判決19頁23行目冒頭から20頁9行目末尾まで)に記載のとおりであるから、これを引用する。

イ 本件根抵当権の目的不動産は、田舎の小さな不動産であり、ほとんど換価価値はなく、競売を申し立てたとしても、申立費用すら回収できない可能性が高い不動産であった。そのため、控訴人は、丁貸付金の残額を放棄し、本件根抵当権も放棄して、貸倒処理をした。

(被控訴人の主張)

ア 下記イのとおり控訴人の当審補充主張に対する反論を加えるほか、原判決の「事実及び理由」欄の第3の4(2)(原判決20頁11行目冒頭から20行目末尾まで)に記載のとおりであるから、これを引用する。

イ 本件根抵当権は、控訴人自身がその目的不動産に担保価値を認めていたと考えられる上、上記不動産の平成23年度における固定資産税評価額は、540万5464円であって、同年時点において上記不動産に換価価値がなかったなどとは考え難い。

(3) 争点(3)(Iに対する貸倒損失の有無及び額)について

(控訴人の主張)

ア 下記イのとおり控訴人の当審補充主張を加えるほか、原判決の「事実及び理由」欄の第3の5(1)(原判決20頁23行目冒頭から21頁10行目末尾まで)に記載のとおりであるから、これを引用する。

イ 控訴人は、平成15年から平成23年まで、毎年1万円という少額の返済を受けながら、Iの経済的な立ち直りを期待したのであり、平成24年にIに対する債権放棄を決断した控訴人の判断は、尊重されるべきである。

(被控訴人の主張)

原判決の「事実及び理由」欄の第3の5(2)(原判決21頁12行目冒頭から26行目末尾まで)に記載のとおりであるから、これを引用する。

(4) 争点(4)(丁に関するその他損失の有無及び額)について

(控訴人の主張)

原判決の「事実及び理由」欄の第3の6(1)(原判決22頁3行目冒頭から13行目末

尾まで)に記載のとおりであるから、これを引用する。

(被控訴人の主張)

原判決の「事実及び理由」欄の第3の6(2)(原判決22頁15行目冒頭から18行目末尾まで)に記載のとおりであるから、これを引用する。

(5)争点(5)(総収入金額からIに関する利息及び損害金相当額を控除することの可否)について

(控訴人の主張)

控訴人は、帳簿書類及び確定申告書に、平成23年分の総収入金額にI貸付金に係る利息及び損害金449万3531円を計上した。仮に平成15年頃にI貸付金が回収不能になっていたとすれば、平成23年分の控訴人の総収入金額の計算上、上記利息及び損害金の金額が控除されるべきである。

なお、控訴人は、確定申告書に平成23年分の総収入金額を1億1847万2090円と記載したが、正しくは、1億1525万2425円である。

(被控訴人の主張)

各課税処分は確定申告書に記載された総収入金額を変更していないから、控訴人は、同金額が真実に反して過大である旨を主張する場合には、当該事実を立証する責任を負う。しかるに、控訴人は、平成23年分のI貸付金に係る利息及び損害金につき、その具体的な算定根拠を明らかにする証拠を提出していない以上、控訴人の同年分の総収入金額が真実に反して過大であるとは認められない。

したがって、控訴人の平成23年分の総収入金額から、Iに対する貸付金に係る利息及び損害金に相当する額を控除すべきではない。

第3 当裁判所の判断

1 貸倒損失を必要経費に算入するための要件

(1) 原判決の「事実及び理由」欄の第4の1(1)(原判決23頁25行目冒頭から24頁14行目末尾まで)に記載のとおりであるから、これを引用する。

(2) 控訴人は、貸倒処理をした納税者の判断を尊重すべきである旨を主張するが、債権の貸倒れにより損失が生じたか否かは諸般の事情を考慮して客観的に判断されるべきものであるところ、本件では、後記のとおり、控訴人の主張する貸倒処理は、いずれも当該時期に客観的にそのような貸倒れが生じたとは認め難いものである。

2 争点(1)(丙に対する貸倒損失の有無及び額)について

(1) 原判決の「事実及び理由」欄の第4の1(4)(原判決27頁7行目冒頭から28頁7行目末尾まで)に記載のとおりであるから、これを引用する。ただし、原判決27頁11行目及び19行目の各「前提事実(4)」をいずれも「前提事実(2)」に改める。

(2) 控訴人は、控訴人の将来の不動産業に資することを期待して丙に貸付けをしたなどと主張するが、丙貸付金が控訴人の不動産業の遂行上生じた債権であることを裏付ける客観的な事情は見当たらない。

また、控訴人は、丙の不動産に対する強制競売が功を奏しなかったからといってその時点で丙貸付金に係る債権を放棄することを控訴人に強制することは控訴人にとって酷であるなどとも主張するが、丙貸付金が客観的に回収不能になったと認められる時期は前記引用に係る説示のとおりであり、控訴人の上記主張は上記判断を左右するものではない。

3 争点（２）（丁に対する貸倒損失の有無及び額）について

- (1) 原判決の「事実及び理由」欄の第４の１（５）（原判決２８頁９行目冒頭から２６行目末尾まで）に記載のとおりであるから、これを引用する。
- (2) 控訴人は、本件根抵当権の目的不動産にはほとんど換価価値はなかった旨を主張するが、本件根抵当権の目的不動産（土地２筆、建物１棟及び附属建物）の平成２３年度の土地・家屋名寄帳兼課税台帳における評価額の合計額は５４０万５４６４円であり、また、同不動産に先順位の担保権が設定されているなど本件根抵当権を実行しても配当を得られる見込みがないことをうかがわせる事情も見当たらないこと（乙３６、５０、弁論の全趣旨）に照らせば、控訴人の上記主張は採用できない。

4 争点（３）（Iに対する貸倒損失の有無及び額）について

- (1) 原判決の「事実及び理由」欄の第４の１（６）（原判決２９頁２行目冒頭から２６行目末尾まで）に記載のとおりであるから、これを引用する。
- (2) 控訴人は、平成１５年から平成２３年まで、毎年１万円という少額の返済を受けながらIの経済的な立ち直りを期待したのであるから、平成２４年にIに対する債権放棄を決断した控訴人の判断は尊重されるべきであると主張するが、I貸付金が客観的に回収不能になったと認められる時期は前記引用に係る説示のとおり遅くとも平成１５年末頃であり、控訴人の上記主張は上記判断を左右するものではない。

5 争点（４）（丁に関するその他損失の有無及び額）について

原判決の「事実及び理由」欄の第４の２（原判決３０頁２行目冒頭から１６行目末尾まで）に記載のとおりであるから、これを引用する。

6 争点（５）（総収入金額からIに関する利息及び損害金相当額を控除することの可否）について

控訴人は、平成１５年頃にI貸付金が回収不能になっていたとすれば、平成２３年分の控訴人の総収入金額の計算上、上記利息及び損害金の金額が控除されるべきであると主張する。

前提事実（５）及び証拠（甲１、２、乙２、５、４２）及び弁論の全趣旨によれば、平成２３年分の更正処分において、事業所得に係る総収入金額は、控訴人が平成２３年分収支内訳書（一般用）に記載した金額（控訴人の平成２３年分の確定申告書の事業所得に係る総収入金額と同額。）をもって認定されているところ、控訴人が、上記総収入金額が真実の金額に反する（確定申告書に記載した金額が過大である）と主張する場合には、控訴人において、真実の総収入金額を具体的に主張立証すべきものと解される。

しかし、控訴人が平成２３年分収支内訳書（一般用）に記載した金額の具体的内訳は明らかでない上、Iに関する利息及び損害金相当額を含め控訴人の平成２３年分の事業所得に係る各収入金額の基礎となる資料は見当たらないことからすると、控訴人の平成２３年分の真実の総収入金額が上記の控訴人主張のとおりになると認めることはできない。

7 処分の適法性

以上の認定説示に基づき、控訴人の平成２３年分及び平成２４年分の各総所得金額及び納付すべき税額を計算すると、原判決別紙「課税標準及び税額の計算」第２及び第３に記載のとおりとなるから、所得税の更正処分及び過少申告加算税の賦課決定処分はいずれも適法である。

第４ 結論

以上によると、控訴人の控訴の趣旨第２項に係る各請求は、いずれも理由がない。したがっ

て、本件控訴は理由がないから棄却することとして、主文のとおり判決する。

大阪高等裁判所第14民事部

裁判長裁判官 田中 俊次

裁判官 竹内 浩史

裁判官 富上 智子